

○休暇等の取扱いについて

3月4日、3月27日、4月14日通知より

状況	休暇等対応
37.5℃以上の発熱が認められる場合 (解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)	出勤困難休暇
親族が37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合 (基礎疾患等がある場合は2日程度)	出勤困難休暇
臨時休業(保育園等の臨時休園含む)により、子の監護を行う必要がある場合	出勤困難休暇
新型コロナウイルス感染症と診断された場合	職専免
新型コロナウイルス感染者との接触等により保健所から外出の自粛等の指示を受けた場合(濃厚接触者)	自宅勤務又は年次有給休暇

○早出遅出勤務・在宅勤務(4月21日通知より)

①早出遅出勤務の積極的な活用

始業時刻から勤務開示時間を30分、60分早める、または30分、60分送らせて割り振る
(早出・通常・遅出の3パターン勤務、パターンごとの教職員数は概ね3分の1程度に調整)
手続きは早出遅出勤務請求書により前日までに校長に請求

②在宅勤務の推進

業務の都合上、在宅勤務ができない教職員を除き、在宅勤務を行う
(各日教職員の3分の1以上を目安とする)
在宅勤務は自宅への旅行命令によるものとする
(事前に総務事務システムで手続きをする)
勤務時間、休憩時間は、勤務時と同様。後日、在宅勤務報告書を作成し、校長へ提出
書類等を持ち帰る場合は、校長の許可を得る

Q&A

Q.在宅勤務を時間単位または半日とすることは可能か	A.在宅勤務は日単位
Q.在宅勤務中に私用での外出はどうか	A.年休
Q.勤務開始時、終了時の連絡は必要か	A.必要なし(事後報告のみで良い)
Q.報告書はどの程度書けば良いのか。	A.箇条書きでよいが具体的に内容がわかるように書いてもらいたいとのこと。(〇〇の課題作成等)
Q.実施期間はどうか	A.臨時休業の期間
Q.これまでの休暇に変更点はあるか	A.休暇の扱いについてはこれまでと同様 なお、これまで感染した場合、私傷病休暇扱いとなっていたが、4月14日より職専免扱いとなっています
Q.非常勤職員も同様の対応か	A.同じタイミングで整理したかったが、現在も協議中(県教委より)。早急な対応を求めます。